

数字で見るフランスの弁護士

大阪弁護士会会員 折田 啓 Orita, Akira

一 はじめに

フランスには181の弁護士会があり、全国レベルにおいては、これら各県の弁護士会から選出された評議員をもって構成される全国弁護士会評議会（Conseil National des Barreaux. 略して「CNB」）が存在する。CNBは、フランス全国の弁護士について様々な角度からの統計をまとめており、最近の資料としては、1997年から2004年までの統計をまとめた2005年発行の統計資料（AVOCATS : FAITS ET CHIFFRES “UNE PROFESSION QUI AVANCE,” CNB, 2005. 以下単に「統計資料」という）がある。

二 統計からうかがえるフランスの弁護士

統計からうかがえるフランスの弁護士の概要は下記のとおりである（統計資料12及び14頁並びに各項目にて引用する頁）。なお、下記の数値は特に断らない限り2004年1月1日現在のものである。

1 全体について（統計資料18及び19頁）

フランス全国の弁護士数は42,609人である。そして、この8年間の弁護士数の増加率は29%であり、1年間の平均増加率は3.6%である。

2 男女比（統計資料20頁）

フランス全国の弁護士のうちの52.7%（22,445人）が男性であり、47.3%（20,164人）が女性である。1999年現在の弁護士の男女比が56：44であったことからすると、最近の女性弁護士の増加は著しいといえる。1999年から2004年までの間の男女の増加率を比較すると、男性弁護士が14.3%しか増えていないのに対して、女性弁護士は28.9%も増加しており、女性弁護士は男性弁護士に比較して2倍以上の増加率である。

3 業務遂行形態（統計資料41乃至45頁）

(1) 弁護士個人の業務遂行形態

フランス全国の弁護士のうち、28.3%（12,071人）の弁護士が協力弁護士（Collaborateur. 事務所から給与ではなく報酬の支払いを受ける弁護士）として稼働している。また、全国の弁護士の34.1%（14,525人）が個人事務所を開設し、29.6%（12,596人）が共同事務所（下記に詳述する）のパートナーとして稼働している。そして残りの8.0%（3,417人）の弁護士が被用弁護士（Salarié. 事務所から給与の支払いを受ける弁護士）として稼働している。1997年の統計と比較した場合、個人事務所を開設する弁護士の割合が若干増えたとはいえ、弁護士個人の業務遂行形態の割合についてはさほどの変化が見られない。

(2) 共同事務所形態

フランスにおいては、個人弁護士が事務所経費を分担するのみの形態である手段会社（Société de moyens）の形態を超えて、業務遂行自体を共同して行う形態（本稿ではかかる形態を「共同事務所」という）として、非営利社団（Association）、専門職民事会社（Société civile professionnelle. 略して「SCP」）。構成員は会社債務について無限かつ連帯して責任を負う）及び自由業会社（Société d'exercice libéral. 略して「SEL」）。商事会社形態であり、所有と経営の分離が一定程度図られている）の形態が存在する。

フランス全国に共同事務所は4,430事務所存在し、そのうち最も多い形態が2,267事務所（全体の51.2%）存在するSCPである。そして2番目に多い形態はSELの1,461事務所（全体の33.0%）であり、3番目に多い形態が非営利社団の663事務所（全体の15.0%）である。なおその余の39事務所（全体の0.8%）は外国法に基づく共同事務所である。

このように最も多い共同事務所の形態はSCPであるが、1997年の統計と比較すると、1997年当時には全体の18.2%にしか過ぎなかったSELが2004年には上記のとおり全体の33.0%とその割合を増やしている。それに対して、SCPは、1997年には全体の61.1%にも達していたものが2004年には上記のとおり全体の51.2%にまでその割合を減少させている。

4 弁護士対人口比の地域格差（統計資料24及び25頁）

イル・ド・フランス（パリ及びその周辺7県からなる地域）には、全国の弁護士の48.9%（20,819人）が存在し、人口10万人あたり187人の弁護士が存在する。パリ市内に限って言えば、弁護士の対人口比については、人口10万人あたり806人の弁護士が存在する。

これに対して、フランス全国については人口10万人あたり70.6人の弁護士しかおらず、更にこれからパリ市及びナンテール市（パリ市の西側にあるオ・ド・セーヌ県の県庁所在地）を除くとフランス全国には弁護士が人口10万人あたり41.3人しかいないこととなる。

三 まとめ

以上のとおり、フランスにおいては女性弁護士の増加が著しい。業務遂行形態については、商事会社形態であるSEL形態での事務所が増加しており、一定程度の所有と経営の分離が進行しつつあるといえる。また、地域格差に着目すれば、パリ市への弁護士の一極集中が顕著であるといえる。